

て

平川教育長： それでは、第1号議案、平成31年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、大内総務課長、説明をお願いいたします。

大内総務課長： それでは、第1号議案について御説明申し上げます。

平成31年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案申し上げるものでございます。

今回、議会に提案されます教育委員会関係の議案は、1枚目の資料の中ほど、(1)から(5)の5件でございます。このうち(1)、(2)については、同じ事案に係るものであるので、まとめて説明させていただきます。

1ページを御覧ください。「会計年度任用職員に係る条例の制定及び関係条例の整備」というタイトルでございますけれども、これが、「短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案」と「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」についての内容でございます。これは、地方公務員法、地方自治法の一部が改正されまして、会計年度任用職員の制度が創設されることに伴い、条例の制定及び関係する条例の規定を整備するものでございます。

会計年度任用職員の概要については、2のところでございますけれども、現在、県内の学校でも御活躍いただいております非常勤講師などの非常勤職員は、いわゆる特別職として位置付けられておりまして、地方公務員法の適用がございません。しかし、教育、子育てなど、様々な分野において非常勤職員が活用され、地方行政の重要な担い手となっております。

こうしたことを踏まえまして、これまで法の適用がないことから必ずしも明確でなかった非常勤職員の任用や勤務条件を明確にすることを目的として、学校医などの「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職」を除く職員については、地方公務員法が適用される一般職の「会計年度任用職員」として位置付けられることになりました。したがって、非常勤講師などについても、会計年度任用職員となります。

主な変更点といたしましては、「制度概要」の表の中ほどにありますとおり、新たに期末手当の支給や人事評価の対象となります。また、服務関係や懲戒処分について、現在は、地方公務員法の適用がないことから、その職ごとに定めた設置要綱において、一般職に準じた取扱いをしておりますが、改正後は地方公務員法が適用されるため、条例において、我々任期のない常勤職員と同様の取扱いとなることが明確に規定されます。

なお、法律では、我々常勤職員と同じ勤務時間の、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員の制度も規定されておりますが、広島県では、当面、現行の非常勤職員と同様に、常勤職員よりも短い「短時間勤務会計年度任用職員」が導入されます。

条例の概要について御説明申し上げます。2ページを御覧ください。

新設条例では、会計年度任用職員の、給与の種類、職務の区分、基本報酬等、時間外勤務手当等、期末手当、費用弁償、報酬の支給方法、休職者の給与及び人事委員会規則への委任等に関する事項について規定されております。

3ページを御覧ください。「4 関係条例の改正の概要」につきましては、分限や懲戒などについて、短時間勤務会計年度任用職員についても適用するなど、必要な規定を関係条例の整備という形で一括して改正するものでございます。

これら条例案の施行期日は、5にありますとおり、平成32年4月1日でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。「広島県手数料条例等の一部を改正する条例案」についてでございます。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、広島県立歴史民俗資料館設置条例及び広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正するものでございます。

改正する項目は、広島県立歴史民俗資料館設置条例の特別の展示の場合の入館料の上限金額及び広島県立歴史博物館設置条例の特別の展示の場合の入館料の上限金額と施設使用料の金額でございます。それぞれの改定額につきましては、それぞれの館に係る条例の特別展示の入館料の上限金額を、現行の1,030円から1,040円に改正し、広島県立歴史博物

館設置条例の施設使用料の金額を2,000円から2,030円に改正するものでございます。

こちらの施行期日は、平成31年10月1日からとなっております。

続きまして、5ページを御覧ください。「広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

この議案は、学校職員の定数の改正を行うものでございまして、具体的には、1の表にございますように、1万4,542人から1万4,483人へ59人の減員となります。内訳といたしましては、県立学校の教職員が、5,235人から5,206人へと29人の減員、市町立学校の県費負担教職員が、9,307人から9,277人へと30人の減員となります。

増減の理由でございまして、表の主な増減要因を御覧ください。小・中・高等学校の児童生徒数の減により、教職員定数が87人減りますが、一方で、特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加により、28人の定数増が必要となります。また、「学びの変革」の推進等のための教職員の配置としては、増減なしとしております。

続きまして、6ページを御覧ください。「平成31年度教育委員会関係当初予算案」についてでございます。

まず、「1 平成31年度一般会計予算」についてでございます。

「(1) 歳入」を御覧ください。中ほど、平成31年度が一番下の合計欄でございますけれども、総額421億490万円余と、前年度と比較いたしまして54億9,010万円余の減となっております。歳入が減となる主な理由といたしましては、国庫支出金において、教職員の減少に伴う義務教育費国庫負担金の減など、国庫支出金が6億4,780万円余の減となっていること、また、県債において、広島叡智学園及び広島みらい創生高校の校舎等整備が進んだことによる校舎建設等に係る工事費の減少に伴う教育債の減や、退職見込者数が減少したことによる退職手当債の減などにより、県債が44億3,500万円の減となっていることでございます。

続きまして、「(2) 歳出」を御覧ください。教育委員会所管の歳出総額は、一番下の合計欄でございますとおり1,659億6,530万円余で、前年度と比較いたしまして39億6,700万円余の減となっております。主な理由といたしましては、職員の若返りによる職員構成の変化に伴い、教職員給与費が減となったこと、退職見込者数の減少に伴い、退職手当が減となったこと、広島叡智学園及び広島みらい創生高校の校舎等整備が進んだことによる、校舎建設等に係る経費が減となったことでございます。

7ページを御覧ください。「歳出の経費区分別の内訳」でございます。

一般事業費のうち、「施設整備」につきましては、前年度と比較いたしまして、15億7,900万円余の減となっております。理由といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、広島叡智学園及び広島みらい創生高校の整備費が減となったことがございます。一方、増要因といたしましては、県立学校の老朽化対策や防災機能の強化、情報化教育推進のための施設整備などを行う、県立学校施設設備整備事業が増となったこと、それから、ブロック塀等の緊急安全対策事業の実施に伴う経費が増となったことなどにより、合計で15億7,900万円余の減となっております。

一般事業費のうち、「その他」でございまして、6億1,970万円余の増となっておりますけれども、主な理由といたしましては、県教育委員会において、障害者の雇用を進める「教育委員会ワークサポート事業」の増、それから、平成30年7月豪雨災害に係る経費として、国庫補助事業である被災児童生徒就学支援等事業、スクールカウンセラーの活用事業等の増、それから、「学校図書館リニューアル」の実施に係る経費など、「学びの変革」推進寄附金活用事業の増、学びのセーフティネット構築に向けて、小学校低学年からの新たな学力調査などを行う学力向上対策や、学級集団アセスメントの導入や校内適応指導教室の整備を始めとする不登校児童生徒対策などを行う学びのセーフティネット構築事業等の増でございます。

職員給与費につきましては、30億760万円余の減となっておりますが、その理由といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、職員の若返りによる職員構成の変化に伴う教職員給与費の減、それから、退職見込者数の減少に伴う退職手当の減がございまして、

続いて、「(4) の債務負担行為」でございます。

「三次中学校・高等学校整備事業」につきましては、三次中学校・高等学校の校舎等整備に係る工事を、平成31年度と平成32年度の2か年で実施することとしてございまして、平成32年度分として9,770万円余の限度額を設定しております。

「県立学校施設整備事業」につきましては、県立学校の施設整備等の工事を、平成31年度から平成32年度の2か年で実施することによるもので、平成32年度分として11億270

万円余の限度額を設定しております。

「県立特別支援学校通学対策事業」につきましては、通学用スクールバス運行委託9コースの平成31年度末の契約期間満了に伴い、平成31年度中に発注し、平成32年度から引き続き実施することによるもので、5年間の委託費用4億5,970万円余の限度額を設定しております。

続きまして、「2 平成31年度高等学校等奨学金特別会計予算」でございますが、この特別会計は、繰越金や諸収入となります償還金により自立運用を行っていくこととしており、歳入・歳出は同額となります。

平成31年度につきましては、修学奨学金の新規貸付見込者数の減少による貸付金の減と、大学等進学奨学金の終了による給付金の減により、1億5,190万円余の減となっております。

続いて、8ページ以降には、歳出予算の事項別の内訳、11ページには、「平成31年度主要施策の概要」を掲載しておりますので、別途御覧いただければと存じます。

当初予算に関する説明については以上でございます。

以上が、今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 短時間勤務会計年度任用職員は、今まで地方公務員法が適用されていなかった教員も、適用されるようになるという理解で合っていますか。

大内総務課長： そのとおりでございます。

中村委員： 待遇も改善するということですね。

大内総務課長： 待遇改善がございます。先ほど御説明申し上げたとおり、期末手当等も支給対象となります。

中村委員： お金はかかりますが、それは結構なことだと思います。直接は関係ないかもしれませんが、これまで非常勤の教員は、分限及び懲戒の対象ではなかったということでしょうか。

大内総務課長： 地方公務員法の適用がございませんので、そういった対象にはなっておりません。ただ、それに準じた取扱いをしておりました。

中村委員： それに準じた取扱いで、何か不祥事があったときには、教育委員会議の議題に上がってきていたのでしょうか。

山田教職員課長： 非常勤職員の取扱要綱というのを定めていまして、懲戒免職に当たる、委嘱解除といった重大な事案については報告させていただいて、マスコミ発表もさせていただいております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。